

特定商取引に関する法律施行規則の一部改正について

平成19年1月
経済産業省
消費経済政策課

1. 改正の目的

近時、消費者が住宅リフォーム訪問販売業者等とクレジット払いでの契約を行った場合に、当該クレジット契約の申込書に消費者を被保険者とする生命保険を付保することに同意する旨の記載があるにもかかわらず、当該記載が認識しにくいものとなっているために消費者が当該記載に気付かず、当該申込書に署名し、同意のないままに当該生命保険契約に加入させられてしまうというケースが発生している。

については、特定商取引に関する法律施行規則第7条を改正し、訪問販売契約を締結する際、生命保険に関する事項の記載について消費者が認識しにくいような書面に、消費者の署名又は押印を求める行為を行政処分の対象とする。

2. 改正の概要

- (1) 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の契約書面、又は当該契約の代金支払いについてのクレジット契約、ローン契約等の申込書面であって、消費者が生命保険等の被保険者等となることに同意する旨記載されているものに、消費者の署名又は押印を求める行為を行政処分の対象とする。
- (2) ただし、消費者が生命保険契約の被保険者となることについて認識できるよう、
 - ①生命保険契約の同意に関する事項を8ポイント以上の赤字で赤枠の中に記載し、
 - ②当該事項について特に署名及び捺印欄を設ける、という措置がとられている書面を例外とする。

以上